



## KOYANO REPORT

—会計・税務の知識—

## 意外と目前！国際会計基準

毎年めまぐるしく改正される上場企業向けの会計基準。上場企業の経営者や経理担当の方をはじめ、M&Aのビジネスをなされている方、IPOを目指す企業の経営者やコンサルタントの方など、弊事務所のお客様を見渡しても会計基準の改正で影響を受けている方は意外にも多くいらっしゃいます。

国際会計基準（IFRS）は、いつから適用されるのか、そしてどのような影響があるのか。今回は、今後の大イベントとして注目されている国際会計基準を取り上げます。

## 1. コンバージェンスからアドプションへ

経済のグローバル化や投資のボーダーレス化が進んでいます。このようなクロスボーダーの投資を行う際の障害とならないよう、各国間の会計基準の統一がこれまでも進められて来ましたが。

日本の会計基準も国際会計基準と同等となるよう、コンバージェンスと呼ばれる作業が進められてきました。コンバージェンスが進められた結果、日本の会計基準は、全体としては、既に国際会計基準と同等であると認められています。さらに、2011年6月末までには、国際会計基準との同等性評価における重要な差異以外の差異についても解消する予定となっています。

しかし、韓国が2009年、ブラジルが2010年、カナダ、インドが2011年から国際会計基準を採用し、アメリカも国際会計基準の強制適用に方向を示しています。この結果、主要国の中で国際会計基準の適用を予定していない国は、日本だけとなってしまいました。

このような背景があり、日本も、ついに国際会計基準についてコンバージェンスのみで対応するのではなく、国際会計基準のアドプション、つまり国際会計基準をそのまま採用するという方向で議論がなされるようになりました。

## 2. 日本での国際会計基準適用の時期

日本における国際会計基準は、当面はこれまでの日本の会計基準との選択適用というかたちで導入し、その後、強制適用に移るとの方向で議論がなされています。

また、まずは連結財務諸表のみを国際会計基準の

適用範囲としています。単体財務諸表にも国際会計基準を導入するかについては、今後議論が進められる予定です。

国際会計基準の選択適用が可能となる時期は、2010年3月期以降の決算期になりそうです。つまり3月決算の会社であれば、現在進行期から国際会計基準の選択適用が可能となりそうです。

国際会計基準の強制適用は、2012年を目途にどのような扱いとするか最終決定がなされる予定です。現時点の議論の動向を見るかぎり、2016年頃には強制適用となる可能性が高いようです。

## 3. 国際会計基準適用による影響

合併時の持分プーリング法の可否や、連結利益の少数株主持分の扱いなど、現行の日本の会計基準と国際会計基準の具体的な相違点はかなり残っています。これらの相違点は、日本の会計基準の国際会計基準へのコンバージェンスの過程で、縮小されます。たとえば、2010年4月以降は、合併時の持分プーリング法を採用することはできません。

国際会計基準と日本基準との大きな違いは、国際会計基準は原則主義（Principle-based）の基準である点です。

日本の会計基準が適用指針等で具体的な取引や事象に対応する会計処理の方法を細かく定めています。これに対し、国際会計基準では、日本基準のように具体的な会計処理の方法まで細かく規定を置いていません。

国際会計基準導入後は、具体的な会計処理は、取引や事象の実態を踏まえながら検討していくことがこれまで以上に要求されます。さらに、各企業で具体的な会計処理や財務報告の諸手続を定めるとともに、これらを支える内部統制やシステムを整備することが重要となります。

国際会計基準の導入スケジュールや導入方法は、まだ完全な結論は出ていません。

しかし、2010年3月期以降からの選択適用での導入と将来の上場企業の連結財務諸表への強制適用がほぼ確実となったいま、国際会計基準に対応できるよう関係者は、急速に舵取りを迫られていることは間違いありません。